

国民健康保険への県補助金廃止を撤回し、拡充を求める 意見書

愛知県は平成２６年度予算で、昭和３８年度から市町村に交付されてきた国民健康保険事業費補助金を廃止した。

平成９年度には２８億円に及ぶこの補助金は「財政事情」を理由に削減されてきたものの、愛知県自身がその必要理由を「国民健康保険事業は、年々医療費が増大する一方、産業構造の変化等により高齢者や低所得者の加入割合が増加し、大変厳しい状況にある。県は、保険者である市町村と国民健康保険組合に対し助言・指導監督する義務があり、健全運営するために支援する必要がある」として、本補助金は「必要性は高い」「県民ニーズは増大」「休廃止の影響は大きい」と評価している（平成２５年度事務事業評価調書）。また、愛知県は政府に対し、「市町村国保の状況は、６５～７４歳の被保険者の割合が３２％、無職者の割合が４１％、年間所得２００万円未満の割合が７０％」の現状を示したうえで、「医療費に見合う保険料（税）収入の確保が困難であるという構造的な問題を抱かえており、市町村は一般会計から法定外繰入を余儀なくされ、保険財政は恒常的に逼迫している」と市町村国保の財政基盤強化策を求めている（平成２６年度「国の施策・取組に対する愛知県からの要請」）。

これらのことから、国民健康保険事業費補助金を廃止する理由は何ら存在しない。削減してきた施策を改めるべきである。

よって、県民の３分の１が加入している国民健康保険制度が県民の健康を守る砦となるように、廃止した愛知県の国民健康保険事業費補助金を復活させ、大幅に増額するよう要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年 ６ 月 １ ８ 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会